

# 東京都公報

発行  
東京都

## 目次

### 規則

- 東京都公有財産規則の一部を改正する規則……………（財務局財産運用部総合調整課）…一
- 東京都母子及び父子福祉資金貸付規則の一部を改正する規則……………（福祉保健局少子社会対策部育成支援課）…二

### 告示

- 東京都建築安全条例第七条の三第一項の規定に基づく区域の指定……………（都市整備局市街地建築部建築企画課）…三
- 都営住宅の廃止……………（住宅政策本部都営住宅経営部経営企画課）…三
- 都営住宅の使用料の変更……………（同）…四
- 都営住宅の名称、位置、使用料等……………（同）…七
- 都営改良住宅の使用料の変更……………（同）…八
- 都営住宅の駐車場の区画数変更……………（同）…九
- 都営住宅の駐車場の名称、位置及び区画数……………（同）…九
- 救急医療機関の認定及び協力申出の撤回……………（福祉保健局医療政策部救急災害医療課）…九
- 令和四管理年度におけるくろまぐろに係る知事管理漁獲可能量の公表……………（産業労働局農林水産部水産課）…三
- 漁船損害等補償法による付保義務の消滅……………（同）…三
- 都立公園の位置、区域及び面積の変更……………（建設局公園緑地部公園課）…三

### 規程（文）

#### 規程（下水）

- 東京都交通局企業職員の退職手当に関する規程の一部を改正する規程……………五
- 東京都下水道局企業職員の退職手当に関する規程の一部を改正する規程……………六
- 東京都下水道局固定資産事務規程の一部を改正する規程……………八

### 公告

- 東京都指定給水装置工事事業者の指定……………（水道局）…八
- 東京都指定給水装置工事事業者の事業廃止……………（同）…九
- 東京都指定給水装置工事事業者の事業休止……………（同）…一〇
- 令和五年度危険物取扱者保安講習及び消防設備士講習の実施……………（東京消防庁）…一〇
- 令和五年度防火管理講習及び防災管理講習の実施……………（同）…一〇
- 令和五年度自衛消防技術試験の実施……………（同）…一四

### 正誤

- 令和四年十二月二十二日付目次……………五
- 令和五年一月十二日付十二月分目録……………五

## 規則

東京都公有財産規則の一部を改正する規則を公布する。

令和五年一月三十一日

東京都知事 小池 百合子

### ●東京都規則第三号

東京都公有財産規則の一部を改正する規則

東京都公有財産規則（昭和三十九年東京都規則第九十三号）の一部を次のように改正する。

第八条中「行政財産」を「公有財産」に改める。

第九条第四項に次のただし書を加える。

ただし、別に知事が指定するものについては、この限りでない。

附則

この規則は、令和五年二月一日から施行する。

東京都母子及び父子福祉資金貸付規則の一部を改正する規則を公布する。

令和五年一月三十一日

東京都知事 小池百合子

●東京都規則第四号

東京都母子及び父子福祉資金貸付規則の一部を改正する規則

東京都母子及び父子福祉資金貸付規則（昭和三十九年東京都規則第三百二十号）の一部を次のように改正する。

別記第一号様式(表中)

電話	(自宅) (携帯)				
個人番号					
職業		都民となつた年月	年	月	
勤務先	名称	所在地			
住宅の状況	・借家 ・持家 賃借料月額( )				
母子家庭又は父子家庭となつた理由	病死・交通事故死・離婚 遺棄・生死不明・未婚 その他( )				
申請者の勤労収入	円				
家族の収入	収入(月収)				
	児童扶養手当	円			
	育成手当	円			
	養育費	円			
計	円				
その他の収入	円				
特記事項					

を

電話	(自宅) (携帯)				
個人番号					
職業		都民となつた年月	年	月	
勤務先	名称	所在地			
住宅の状況	・借家 ・持家 賃借料月額( )				
母子家庭又は父子家庭となつた理由	病死・交通事故死・離婚 遺棄・生死不明・未婚 その他( )				
申請者の勤労収入	円				
家族の収入	収入(月収)				
	児童扶養手当	円			
	育成手当	円			
	養育費	円			
計	円				
その他の収入	円				
特記事項					

に改める。

別記第二号様式中

氏名	男女の別

を

氏名

に改める。

1 この規則は、公布の日から施行する。

附 則

2 この規則の施行の際、この規則による改正前の東京都母子及び父子福祉資金貸付規則別記第一号様式及び第二号様式による用紙で、現に残存するものは、所要の修正を加え、なお使用することができる。

### 告示

#### ●東京都告示第六十九号

東京都建築安全条例（昭和二十五年東京都条例第八十九号）第七条の三第一項の規定に基づき、特に震災時に発生する火災等による危険性が高い区域を次のとおり指定したので、告示する。

なお、関係図書は、東京都都市整備局市街地建築部に備え置いて一般の縦覧に供する。  
令和五年一月三十一日

区市 指定する区域  
品川区 西品川一丁目地内  
附則  
この告示は、令和五年七月一日から施行する。  
東京都知事 小池 百合子

#### ●東京都告示第七十号

次の一般都営住宅を廃止したので、東京都営住宅条例（平成九年東京都条例第七十七号）第三条第三項の規定により、告示する。  
令和五年一月三十一日

東京都知事 小池 百合子

名称	位置	構造及び規模	戸数
浮間三丁目アパート (1号棟)	北区浮間三丁目四番ほか	中層耐火 三六・六平方メートル	三〇戸
浮間三丁目アパート (2、11号棟)	同右	同右 三三・四平方メートル	六〇戸
浮間三丁目アパート (6、7号棟)	同右	同右 三四・三平方メートル	同右
浮間三丁目アパート (16号棟)	同右	同右 三六・七平方メートル	四〇戸
桐ヶ丘アパート (N-14号棟)	北区桐ヶ丘二丁目十二番	同右 二九・七平方メートル	八戸
同右	同右	同右 四六・六平方メートル	七二戸
田柄二丁目アパート (2、3、4号棟)	練馬区田柄二丁目四十四番ほか	同右 四二・三平方メートル	七七戸
保木間第4アパート (17、18、19、20、21、22号棟)	足立区保木間一丁目五番	同右 三七・三平方メートル	一八〇戸
谷在家アパート (1、2、3、4号棟)	足立区谷在家三丁目二十二番	同右 三七・七平方メートル	一九〇戸
日野新井アパート (8号棟)	日野市新井三丁目一番	同右	五〇戸

日野新井アパート  
(9号棟)

同右

同右

三五・七平方メートル

同右

●東京都告示第七十一号

東京都営住宅条例(平成九年東京都条例第七十七号)第三  
条第二項の規定に基づき、一般都営住宅の使用料を次の  
ように変更し、令和五年二月一日から実施するので、同条  
第三項の規定により告示する。

令和五年一月三十一日

東京都知事 小 池 百合子

種類	構造	名称	位 置	規模 (平方メートル)	戸数 (戸)	収入の額が139,000円を超え 158,000円以下の者に適用さ れる使用料 (円、月額/戸)	近傍同種の住宅の家賃 (円、 月額/戸)
一般都営	高層耐火	東大久保一丁目アパート (1号棟)	新宿区新宿6-13	42.2	2	36,100	64,600
一般都営	高層耐火	下谷一丁目アパート (1-2-10号棟)	台東区下谷1-2	35.4	2	28,200	38,900
一般都営	高層耐火	江東橋四丁目アパート (1号棟)	墨田区江東橋4-30	43.9	1	33,100	62,300
一般都営	高層耐火	江東橋四丁目アパート (2号棟)	墨田区江東橋4-30	43.9	1	33,100	62,300
一般都営	高層耐火	大島四丁目アパート (2号棟)	江東区大島4-21	51.2	2	42,300	77,200
一般都営	高層耐火	亀戸七丁目アパート (12号棟)	江東区亀戸7-57	42.2	1	34,400	52,100
一般都営	中層耐火	亀戸六丁目アパート (1号棟)	江東区亀戸6-54	32.6	1	25,200	38,800
一般都営	中層耐火	東砂二丁目アパート (2号棟)	江東区東砂2-13	33.4	1	26,700	42,600
一般都営	高層耐火	北品川第2アパート (1号棟)	品川区北品川1-7	37.9	1	33,200	80,700
一般都営	高層耐火	東品川第3アパート (11号棟)	品川区東品川3-32	37.9	1	32,500	49,800
一般都営	高層耐火	八潮五丁目アパート (1号棟)	品川区八潮5-1	59.6	1	52,300	99,600
一般都営	高層耐火	八潮五丁目アパート (4号棟)	品川区八潮5-1	59.6	1	52,300	99,600
一般都営	中層耐火	大森西三丁目第4アパート (3号棟)	大田区大森西3-10	51.0	1	43,100	75,900
一般都営	高層耐火	矢口二丁目アパート (15号棟)	大田区矢口2-21	32.9	2	26,000	37,000
一般都営	高層耐火	矢口二丁目アパート (16号棟)	大田区矢口2-21	36.5	4	28,800	39,500
一般都営	高層耐火	西糞谷二丁目アパート (2号棟)	大田区西糞谷2-23	42.2	1	34,200	63,400
一般都営	高層耐火	大森東一丁目アパート (6号棟)	大田区大森東1-36	59.6	2	49,900	85,300
一般都営	中層耐火	大森西一丁目第3アパート (10号棟)	大田区大森西1-11	59.6	1	50,300	72,500
一般都営	中層耐火	北島山一丁目アパート (1号棟)	世田谷区北島山1-44	59.6	1	50,000	104,800
一般都営	高層耐火	渋谷東二丁目第2アパート (36号棟)	渋谷区東2-25	34.4	3	30,500	83,300
一般都営	高層耐火	広尾五丁目アパート (1号棟)	渋谷区広尾5-7	37.9	1	35,700	101,400
一般都営	高層耐火	広尾五丁目アパート (2-2号棟)	渋谷区広尾5-7	34.3	1	32,300	98,600
一般都営	高層耐火	広尾五丁目アパート (2-3号棟)	渋谷区広尾5-7	34.3	1	32,300	98,600
一般都営	高層耐火	堀の内三丁目アパート (19号棟)	杉並区堀の内3-49	37.9	2	28,000	46,000
一般都営	高層耐火	南大塚二丁目アパート (1号棟)	豊島区南大塚2-36	42.2	2	35,800	59,700
一般都営	高層耐火	南大塚二丁目アパート (2号棟)	豊島区南大塚2-36	37.3	1	31,100	55,800
一般都営	高層耐火	浮間一丁目第2アパート (7号棟)	北区浮間1-5	48.1	1	38,500	68,100
一般都営	高層耐火	浮間一丁目第2アパート (7号棟)	北区浮間1-5	48.1	1	38,700	65,000
一般都営	中層耐火	浮間一丁目第2アパート (2号棟)	北区浮間1-8	55.9	1	45,200	84,400
一般都営	中層耐火	西ヶ丘二丁目第2アパート (2号棟)	北区西が丘2-17	48.1	1	39,200	75,200
一般都営	中層耐火	王子本町第2アパート (1号棟)	北区王子本町3-8	37.0	1	28,000	59,900
一般都営	中層耐火	堀船三丁目アパート (11号棟)	北区堀船3-16	55.9	1	44,700	71,100
一般都営	中層耐火	滝野川三丁目アパート (9号棟)	北区滝野川3-67	36.4	1	28,300	54,700

種類	構造	名称	位 置	規模 (平方メートル)	戸数 (戸)	収入の額が139,000円を超え 158,000円以下の者に適用さ れる使用料 (円、月額/戸)	近傍同種の住宅の家賃 (円、 月額/戸)
一般都営	中層耐火	北柴町アパート (13号棟)	北区柴町24-13	33.4	1	25,100	47,000
一般都営	高層耐火	赤羽西五丁目アパート (5号棟)	北区赤羽西5-11	37.3	1	29,000	55,200
一般都営	高層耐火	赤羽西五丁目アパート (10号棟)	北区赤羽西5-7	40.6	1	31,900	49,800
一般都営	高層耐火	赤羽西五丁目アパート (11号棟)	北区赤羽西5-7	40.6	1	31,900	49,800
一般都営	中層耐火	北柴町第2アパート (12号棟)	北区柴町7-12	39.0	1	29,500	60,600
一般都営	高層耐火	東日暮里一丁目アパート (21号棟)	荒川区東日暮里1-17	34.3	2	24,500	43,200
一般都営	高層耐火	南千住二丁目アパート (1号棟)	荒川区南千住2-33	42.2	1	30,400	56,600
一般都営	高層耐火	坂下一丁目アパート (10号棟)	板橋区坂下1-8	42.2	1	31,600	47,300
一般都営	高層耐火	新河岸二丁目アパート (9号棟)	板橋区新河岸2-10	34.4	1	24,400	38,200
一般都営	中層耐火	新河岸二丁目アパート (11号棟)	板橋区新河岸2-10	39.0	2	27,800	36,700
一般都営	中層耐火	連根三丁目第2アパート (3号棟)	板橋区連根3-6	55.9	1	43,900	81,300
一般都営	高層耐火	新河岸一丁目アパート (2号棟)	板橋区新河岸1-3	51.2	2	38,300	67,300
一般都営	中層耐火	前野町二丁目アパート (10号棟)	板橋区前野町2-26	55.9	1	42,800	82,800
一般都営	高層耐火	連根三丁目アパート (1号棟)	板橋区連根3-15	51.2	4	38,800	69,700
一般都営	高層耐火	連根三丁目アパート (2号棟)	板橋区連根3-15	51.2	1	38,800	69,700
一般都営	中層耐火	練馬関町北三丁目第2アパート (5号棟)	練馬区関町北3-9	62.1	1	49,000	102,800
一般都営	中層耐火	豊玉仲町三丁目アパート (1号棟)	練馬区豊玉中3-5	39.0	1	29,100	65,800
一般都営	中層耐火	南田中アパート (1号棟)	練馬区南田中3-31	32.6	1	23,600	47,300
一般都営	中層耐火	南田中アパート (3号棟)	練馬区南田中3-31	33.4	1	24,300	50,700
一般都営	中層耐火	南田中アパート (10号棟)	練馬区高野台1-1	37.0	1	26,700	53,800
一般都営	中層耐火	南田中アパート (30号棟)	練馬区石神井町1-1	32.6	1	23,600	47,300
一般都営	中層耐火	南田中アパート (38号棟)	練馬区石神井町1-1	37.0	1	26,700	53,800
一般都営	中層耐火	費井一丁目第2アパート (1号棟)	練馬区費井1-25	55.9	1	43,800	87,900
一般都営	高層耐火	光が丘第1アパート (22号棟)	練馬区旭町1-33	59.6	1	47,200	97,200
一般都営	高層耐火	光が丘第2アパート (5-5-1号棟)	練馬区光が丘5-5	61.4	1	49,200	106,800
一般都営	高層耐火	光が丘第2アパート (5-5-4号棟)	練馬区光が丘5-5	61.4	1	49,200	106,800
一般都営	中層耐火	保木間五丁目アパート (4号棟)	足立区保木間5-36	59.6	2	42,900	75,100
一般都営	中層耐火	保木間五丁目アパート (5号棟)	足立区保木間5-36	59.6	2	42,600	74,000
一般都営	中層耐火	青井二丁目アパート (1号棟)	足立区青井2-29	55.9	1	41,500	82,100
一般都営	中層耐火	保木間第4アパート (8号棟)	足立区東保木間1-5	33.4	1	22,500	37,700
一般都営	中層耐火	保木間第4アパート (16号棟)	足立区東保木間1-5	33.4	1	22,500	39,900
一般都営	中層耐火	竹の塚七丁目アパート (10号棟)	足立区竹の塚7-15	33.4	1	22,600	38,200
一般都営	中層耐火	竹の塚七丁目アパート (11号棟)	足立区竹の塚7-15	33.4	1	22,600	38,200

種類	構造名	称位	置	規模 (平方メートル)	戸数 (戸)	収入の額が139,000円を超え 158,000円以下の者に適用さ れる使用料(円、月額/戸)	近傍同種の住宅の家賃(円、 月額/戸)
一般都営	中層耐火	谷在家アパート(7号棟)	足立区谷在家3-22	35.7	1	24,200	40,400
一般都営	中層耐火	六ツ木町アパート(2号棟)	足立区六木1-5	35.7	1	23,900	38,200
一般都営	中層耐火	六ツ木町アパート(11号棟)	足立区六木1-5	35.7	1	23,900	38,200
一般都営	高層耐火	六ツ木町アパート(18号棟)	足立区六木1-5	40.5	1	27,300	43,700
一般都営	高層耐火	花畑第4アパート(11号棟)	足立区花畑8-4	42.0	2	27,900	43,200
一般都営	中層耐火	花畑第4アパート(22号棟)	足立区花畑8-5	38.3	1	25,700	38,700
一般都営	中層耐火	花畑第5アパート(3号棟)	足立区花畑2-11	39.0	1	26,400	44,200
一般都営	中層耐火	花畑第5アパート(5号棟)	足立区花畑2-11	36.4	1	24,600	41,200
一般都営	中層耐火	西新井六丁目アパート(2号棟)	足立区西新井6-15	42.3	1	29,800	45,500
一般都営	中層耐火	西新井六丁目アパート(4号棟)	足立区西新井6-15	42.3	1	29,800	45,500
一般都営	中層耐火	西新井六丁目アパート(6号棟)	足立区西新井6-15	39.0	1	27,500	42,000
一般都営	中層耐火	西新井六丁目アパート(7号棟)	足立区西新井6-15	42.3	1	29,800	45,500
一般都営	中層耐火	舎人町アパート(8号棟)	足立区舎人6-11	42.3	1	29,500	42,400
一般都営	高層耐火	青井五丁目アパート(46号棟)	足立区青井5-12	55.9	1	41,200	80,300
一般都営	高層耐火	六木三丁目アパート(6号棟)	足立区六木3-39	55.9	1	39,600	69,300
一般都営	中層耐火	東和四丁目第2アパート(5号棟)	足立区東和4-17	48.1	1	35,100	64,100
一般都営	中層耐火	青井三丁目第2アパート(4号棟)	足立区青井3-30	55.9	1	41,400	84,300
一般都営	中層耐火	亀有一丁目アパート(3号棟)	葛飾区亀有1-16	48.1	1	35,400	65,300
一般都営	高層耐火	葛飾新宿一丁目アパート(1号棟)	葛飾区新宿1-2	48.1	1	34,900	61,100
一般都営	中層耐火	亀有四丁目第2アパート(13号棟)	葛飾区亀有4-31	51.0	1	37,500	72,900
一般都営	中層耐火	西水元五丁目アパート(2号棟)	葛飾区西水元5-4	59.6	1	43,100	73,200
一般都営	中層耐火	西水元五丁目アパート(3号棟)	葛飾区西水元5-4	59.6	1	43,100	73,200
一般都営	高層耐火	平井一丁目アパート(12号棟)	江戸川区平井3-4	34.4	1	25,200	45,500
一般都営	中層耐火	多摩ニュータウン松が谷団地(18-2号棟)	八王子市松が谷18	51.1	1	26,200	42,400
一般都営	中層耐火	多摩ニュータウン松が谷団地(5-1号棟)	八王子市松が谷5	56.8	1	30,800	57,700
一般都営	中層耐火	立川富士見町六丁目アパート(56号棟)	立川市富士見町6-56	52.4	1	28,300	53,100
一般都営	中層耐火	境五丁目アパート(3号棟)	武蔵野市境5-28	55.9	1	42,600	95,500
一般都営	中層耐火	境五丁目アパート(4号棟)	武蔵野市境5-28	55.9	1	42,600	95,500
一般都営	中層耐火	境五丁目アパート(5号棟)	武蔵野市境5-15	55.9	1	42,600	95,500
一般都営	中層耐火	境五丁目アパート(9号棟)	武蔵野市境5-32	62.1	1	47,700	106,700
一般都営	中層耐火	紅葉丘一丁目アパート(1号棟)	府中市紅葉丘1-32	62.1	1	39,000	88,100
一般都営	中層耐火	府中晴見町二丁目アパート(1号棟)	府中市晴見町2-18	58.1	1	35,500	84,600
一般都営	中層耐火	府中晴見町二丁目アパート(6号棟)	府中市晴見町2-18	58.1	1	35,700	84,600

種類	構造名	称位	置	規模 (平方メートル)	戸数 (戸)	収入の額が139,000円を超え 158,000円以下の者に適用さ れる使用料(円、月額/戸)	近傍同種の住宅の家賃(円、 月額/戸)
一般都営	中層耐火	木曾森野第1アパート(A-6号棟)	町田市木曾東1-1	63.2	1	40,500	77,100
一般都営	中層耐火	日野新井アパート(2号棟)	日野市新井3-1	33.4	1	14,800	30,200
一般都営	中層耐火	秋津町一丁目アパート(1号棟)	東村山市秋津町1-28	51.1	1	30,000	60,300
一般都営	中層耐火	秋津町五丁目アパート(2号棟)	東村山市秋津町5-1	62.1	1	37,500	77,900
一般都営	中層耐火	東村山富士見町アパート(1号棟)	東村山市富士見町2-9	42.3	1	22,900	44,400
一般都営	高層耐火	国分寺南町三丁目アパート(25号棟)	国分寺市南町3-9	59.6	1	37,500	102,000
一般都営	中層耐火	国分寺南町三丁目アパート(20号棟)	国分寺市南町3-9	51.0	1	32,400	85,000
一般都営	高層耐火	田無谷戸町二丁目アパート(7号棟)	西東京市谷戸町2-12	61.5	1	41,100	97,800
一般都営	高層耐火	田無緑町三丁目アパート(3号棟)	西東京市緑町3-8	55.9	1	35,000	77,000
一般都営	中層耐火	田無北原町アパート(3号棟)	西東京市北原町1-35	62.1	1	39,100	87,400
一般都営	中層耐火	田無北原町アパート(3号棟)	西東京市北原町1-35	55.9	1	35,200	78,600
一般都営	中層耐火	田無本町七丁目アパート(12号棟)	西東京市田無町7-6	51.0	1	28,600	63,700
一般都営	中層耐火	狛江アパート(6号棟)	狛江市和泉本町4-7	37.0	1	17,900	44,700
一般都営	中層耐火	狛江アパート(19号棟)	狛江市和泉本町4-7	37.0	1	17,900	44,700
一般都営	中層耐火	狛江アパート(25号棟)	狛江市和泉本町4-7	32.6	1	16,100	41,300
一般都営	中層耐火	狛江アパート(46号棟)	狛江市和泉本町4-7	37.3	1	18,500	47,300
一般都営	中層耐火	多摩ニュータウン諏訪団地(4-3-7号棟)	多摩市諏訪4-3-7	37.7	1	17,400	30,100

●東京都告示第七十二号  
東京都営住宅条例(平成九年東京都条例第七十七号)第

三条第二項並びに第十二条第一項及び第四項の規定に基づき、一般都営住宅の名称、位置、構造及び規模、戸数、使用料並びに近傍同種の住宅の家賃を次のように定めたので、

第三条第三項の規定により、告示する。

令和五年一月三十一日

東京都知事 小池 百合子

名称

位置

構造及び規模

戸数

収入の額が一三九、〇〇〇円を超え一五八、〇〇〇円以下の者に適用される使用料(月額一戸につき)

近傍同種の住宅の家賃(月額一戸につき)

梅里一丁目アパート  
(40号棟)

杉並区梅里一丁目一番

高層耐火

三四・六平方メートル

三六戸

三〇、八〇〇円

七五、七〇〇円

同右

同右

同右

四〇・四平方メートル

一八戸

三六、〇〇〇円

八八、三〇〇円

同右

同右

同右

四七・八平方メートル

九戸

四二、六〇〇円

一〇四、七〇〇円

同右

同右

同右

五七・五平方メートル

八戸

五一、二〇〇円

一二五、六〇〇円

板橋富士見町第3アパート  
(4号棟)

板橋区富士見町二十六番

中層耐火

三四・六平方メートル

一六戸

三〇、四〇〇円

七九、〇〇〇円

同右

同右

同右

四〇・四平方メートル

同右

三五、五〇〇円

九二、二〇〇円

同右

同右

同右

四七・四平方メートル

四戸

四一、七〇〇円

一〇八、二〇〇円

同右

同右

同右

四七・八平方メートル

同右

四二、〇〇〇円

一〇九、四〇〇円

同右

同右

同右

五七・一平方メートル

同右

五〇、二〇〇円

一三〇、四〇〇円

調布緑ヶ丘二丁目アパート  
(13号棟)

調布市緑ヶ丘二丁目五十八番

高層耐火

三四・六平方メートル

一二戸

二八、九〇〇円

七九、〇〇〇円

同右

同右

同右

四〇・四平方メートル

二四戸

三三、八〇〇円

九二、三〇〇円

同右

同右

同右

四七・九平方メートル

一二戸

四〇、一〇〇円

一〇九、四〇〇円

同右

同右

同右

四七・八平方メートル

六戸

四〇、〇〇〇円

同右

同右

同右

同右

五七・四平方メートル

一二戸

四八、〇〇〇円

一三一、一〇〇円

調布緑ヶ丘二丁目アパート  
(14号棟)

同右

同右

三四・六平方メートル

三五戸

二八、九〇〇円

七九、〇〇〇円

同右

同右

同右

四〇・四平方メートル

同右

三三、八〇〇円

九二、二〇〇円

同右

同右

同右

四七・九平方メートル

一四戸

四〇、一〇〇円

一〇九、三〇〇円

同右

同右

同右

四七・八平方メートル

七戸

四〇、〇〇〇円

一〇九、四〇〇円

同右

同右

同右

五七・四平方メートル

同右

四八、〇〇〇円

一三一、〇〇〇円

調布緑ヶ丘二丁目アパート  
(15号棟)

同右  
同右  
同右  
同右  
同右

同右  
同右  
同右  
同右  
同右

●東京都告示第七十三号

東京都営住宅条例(平成九年東京都条例第七十七号)第三  
条第二項及び第五十六条第一項第三号の規定に基づき都  
営改良住宅の使用料を次のように変更し、令和五年二月一  
日から実施するので、第三条第三項の規定により、告示す  
る。

令和五年一月三十一日

東京都知事 小池 百合子

中層耐火

三四・六平方メートル

二〇戸

二八、九〇〇円

七八、八〇〇円

同右

四〇・四平方メートル

同右

三三、八〇〇円

九二、〇〇〇円

同右

四七・八平方メートル

八戸

四〇、〇〇〇円

一〇八、九〇〇円

同右

同右

四戸

同右

一〇九、一〇〇円

同右

五七・三平方メートル

同右

四八、〇〇〇円

一三〇、五〇〇円



種類	構造名	位置	規模 (平方メートル)	戸数 (戸)	使用料 (円、月額/戸)	
改良	高層耐火	橋場二丁目アパート（15号棟）	台東区橋場2-16	51.2	1	39,600
改良	高層耐火	橋場二丁目アパート（15号棟）	台東区橋場2-16	43.9	1	34,000
改良	高層耐火	赤羽西五丁目アパート（1号棟）	北区赤羽西5-12	36.1	1	27,900
改良	中層耐火	亀有一丁目アパート（2号棟）	葛飾区亀有1-16	48.1	1	35,400

●東京都告示第七十四号

東京都営住宅条例（平成九年東京都条例第七十七号）第九十三条において準用する第三条第二項の規定に基づき、駐車場の区画数を次のように変更するので、第九十三条において準用する第三条第三項の規定により、告示する。

令和五年一月三十一日

東京都知事 小池 百合子

名称 位置 区画数  
 塩浜二丁目アパート駐 江東区塩浜二丁目十 一五区画  
 車場 番  
 板橋富士見町第3アパ 板橋区富士見町二十 一六区画  
 ート駐車場 六番

●東京都告示第七十五号

東京都営住宅条例（平成九年東京都条例第七十七号）第九十三条において準用する第三条第二項の規定に基づき、駐車場の名称、位置及び区画数を次のように定める。

令和五年一月三十一日

東京都知事 小池 百合子

名称 位置 区画数  
 双葉町アパート駐車場 板橋区双葉町三十一 九区画  
 番  
 江北七丁目アパート駐 足立区江北七丁目十 二七区画  
 車場 二番

●東京都告示第七十六号

救急病院等を定める省令（昭和三十九年厚生省令第八号）第二条の規定により、救急業務に関し協力する旨の申

出に基づき認定した病院及び診療所並びに同申出が撤回された病院を別表のとおり告示する。

令和五年一月三十一日

東京都知事 小池 百合子

別表

(1) 救急業務に関し協力する旨の申出に基づき認定した病院及び診療所

名 称	所 在 地	認 定 期 間
国家公務員共済組合連合会九段坂病院	千代田区九段南1-6-12	令和5年2月1日から令和8年1月31日まで
東京通信病院	千代田区富士見2-14-23	同日
公益社団法人東京都教職員互助会三楽病院	千代田区神田駿河台2-5	同日
聖路加国際病院	中央区明石町9-1	同日
東京慈恵会医科大学附属病院	港区西新橋3-19-18	同日
地方独立行政法人東京都立病院機構東京都立大久保病院	新宿区歌舞伎町2-44-1	同日
独立行政法人地域医療機能推進機構東京新宿メディカルセンター	新宿区津久戸町5-1	同日
医療法人社団鉄友会柳町病院	新宿区市谷柳町25	同日
国立研究開発法人国立国際医療研究センター病院	新宿区戸山1-21-1	同日
社会福祉法人聖母会聖母病院	新宿区中落合2-5-1	同日
東京健生病院	文京区大塚4-3-8	同日
医療法人社団大坪会東都文京病院	文京区湯島3-5-7	同日
地方独立行政法人東京都立病院機構東京都立駒込病院	文京区本駒込3-18-22	同日
公益財団法人ライフ・エクスパンション研究所附属永寿総合病院	台東区東上野2-23-16	同日
医療法人社団正徳会滝口外科胃腸科整形外科	台東区寿3-2-7	同日
地方独立行政法人東京都立病院機構東京都立墨東病院	墨田区江東橋4-23-15	同日
医療法人伯鳳会東京曳舟病院	墨田区東向島2-27-1	同日
医療法人社団隆靖会墨田中央病院	墨田区京島3-67-1	同日
医療法人社団高裕会深川立川病院	江東区扇橋2-2-3	同日
社会福祉法人あそか会あそか病院	江東区住吉1-18-1	同日
社会医療法人社団順江会江東病院	江東区大島6-8-5	同日

名 称	所 在 地	認 定 期 間
医療法人社団藤崎病院	江東区南砂1-25-11	同日
公益財団法人河野臨牀医学研究所附属第三北品川病院	品川区北品川3-3-7	同日
昭和大学病院	品川区旗の台1-5-8	同日
国家公務員共済組合連合会三宿病院	目黒区上目黒5-33-12	同日
総合病院厚生中央病院	目黒区三田1-11-7	同日
医療法人社団藍会目黒病院	目黒区中央町2-12-6	同日
医療法人社団目黒厚生会本田病院	目黒区柿の木坂1-30-5	同日
東邦大学医療センター大森病院	大田区大森西6-11-1	同日
医療法人社団松井病院	大田区池上2-7-10	同日
東急株式会社東急病院	大田区北千束3-27-2	同日
地方独立行政法人東京都立病院機構東京都立荏原病院	大田区東雪谷4-5-10	同日
医療法人社団渡辺病院	大田区羽田1-5-16	同日
地方独立行政法人東京都立病院機構東京都立松沢病院	世田谷区上北沢2-1-1	同日
一般財団法人平和協会駒沢病院	世田谷区駒沢2-2-15	同日
医療法人社団大坪会三軒茶屋病院	世田谷区三軒茶屋1-21-5	同日
公益財団法人日産厚生会玉川病院	世田谷区瀬田4-8-1	同日
世田谷中央病院	世田谷区世田谷1-32-18	同日
地方独立行政法人東京都立病院機構東京都立広尾病院	渋谷区恵比寿2-34-10	同日
医療法人内藤病院	渋谷区初台1-35-10	同日
クロス病院	渋谷区幡ヶ谷2-18-20	同日
医療法人財団東京勤労者医療会々々木病院	渋谷区千駄ヶ谷1-30-7	同日
東京医療生活協同組合新渡戸記念中野総合病院	中野区中央4-59-16	同日
一般財団法人自警会東京警察病院	中野区中野4-22-1	同日

名 称	所 在 地	認 定 期 間
社会福祉法人浄風園中野江古田病院	中野区江古田4-19-9	同日
河北総合病院	杉並区阿佐谷北1-7-3	同日
医療法人社団山斗会山中病院	杉並区南荻窪1-5-15	同日
医療法人社団君真光寺田病院	杉並区宮前5-18-16	同日
医療法人社団日心会総合病院一心病院	豊島区北大塚1-18-7	同日
地方独立行政法人東京都立病院機構東京都立大塚病院	豊島区南大塚2-8-1	同日
医療法人社団生全会池袋病院	豊島区東池袋3-5-4	同日
社会医療法人社団大成会長汐病院	豊島区池袋1-5-8	同日
医療法人社団田島厚生会神谷病院	北区神谷1-27-14	同日
社会医療法人一成会木村病院	荒川区南千住1-1-1	同日
地方独立行政法人東京都立病院機構東京都立豊島病院	板橋区栄町33-1	同日
地方独立行政法人東京都健康長寿医療センター	板橋区栄町35-2	同日
医療法人社団昭成会田崎病院	板橋区大山西町5-3	同日
日本大学医学部附属板橋病院	板橋区大谷口上町30-1	同日
医療法人財団朝望会常盤台外科病院	板橋区常盤台2-25-20	同日
医療法人社団慈誠会上板橋病院	板橋区常盤台4-36-9	同日
医療法人社団誠志会誠志会病院	板橋区坂下1-40-2	同日
医療法人財団健康文化会小豆沢病院	板橋区小豆沢1-6-8	同日
医療法人社団明芳会板橋中央総合病院	板橋区小豆沢2-12-7	同日
公益財団法人東京都医療保健協会練馬総合病院	練馬区旭丘1-24-1	同日
公益社団法人地域医療振興協会練馬光が丘病院	練馬区光が丘2-5-1	同日
医療法人社団久保田産婦人科病院	練馬区東大泉3-29-10	同日
大泉生協病院	練馬区東大泉6-3-3	同日

名 称	所 在 地	認 定 期 間
医療法人社団千秋会田中脳神経外科病院	練馬区関町南3-9-23	同日
医療法人社団俊和会寺田病院	足立区扇1-20-12	同日
博慈会記念総合病院	足立区蕨浜5-11-1	同日
医療法人社団哲仁会井口病院	足立区千住2-19	同日
社会医療法人社団昭愛会水野記念病院	足立区西新井6-32-10	同日
社会医療法人社団慈生会等潤病院	足立区一ツ家4-3-4	同日
医療法人社団東京朝日会あさひ病院	足立区平野1-2-3	同日
医療法人財団謙仁会亀有病院	葛飾区亀有3-36-3	同日
地方独立行政法人東京都立病院機構東京都立東部地域病院	葛飾区亀有5-14-1	同日
医療法人社団明芳会イムス東京葛飾総合病院	葛飾区西新小岩4-18-1	同日
社会医療法人社団光仁会第一病院	葛飾区東金町4-2-10	同日
医療法人社団福仁会小松川病院	江戸川区中央1-1-15	同日
一般財団法人仁和会総合病院	八王子市明神町4-8-1	同日
医療法人社団KN I 北原国際病院	八王子市大和田町1-7-23	同日
医療法人社団永生会永生病院	八王子市桐田583-15	同日
東京医科大学八王子医療センター	八王子市館町1163	同日
医療法人社団八九十会高月整形外科病院	八王子市高月町360	同日
医療法人社団健心会みなみ野循環器病院	八王子市兵衛1-25-1	同日
医療法人財団立川中央病院	立川市柴崎町2-17-14	同日
立川相互病院	立川市緑町4-1	同日
医療法人社団順聖会吉方病院	武蔵野市中町2-2-4	同日
医療法人財団慈生会野村病院	三鷹市下連雀8-3-6	同日
杏林大学医学部付属病院	二鷹市新川16-20-2	同日

名 称	所 在 地	認 定 期 間
医療法人社団永寿会三鷹中央病院	三鷹市上連雀5-23-10	同日
医療法人社団慈敬会府中医王病院	府中市晴見町1-20	同日
地方独立行政法人東京都立病院機構東京都立多摩総合医療センター	府中市武蔵台2-8-29	同日
地方独立行政法人東京都立病院機構東京都立小児総合医療センター	府中市武蔵台2-8-29	同日
医療法人社団喜平会府中病院	府中市美好町1-22	同日
府中恵仁会病院	府中市住吉町5-21-1	同日
医療法人社団桐光会調布病院	調布市下石原3-45-1	同日
医療法人社団大坪会北多摩病院	調布市調布ヶ丘4-1-1	同日
医療法人社団幸福会多摩丘陵病院	町田市下小山田町1491	同日
医療法人社団武蔵野会一橋病院	小平市学園西町1-2-25	同日
社会医療法人社団愛有会久米川病院	東村山市本町4-7-14	同日
地方独立行政法人東京都立病院機構東京都立多摩北部医療センター	東村山市青葉町1-7-1	同日
社会福祉法人緑風会緑風荘病院	東村山市萩山町3-31-1	同日
東京慈恵会医科大学附属第三病院	狛江市和泉本町4-11-1	同日
社会医療法人財団大和会東大和病院	東大和市南街1-13-12	同日
医療法人財団きよせ旭が丘記念病院	清瀬市旭が丘1-619-15	同日
医療法人社団雅会山本病院	清瀬市野塩1-328	同日
医療法人社団好仁会滝山病院	東久留米市滝山4-1-18	同日
地方独立行政法人東京都立病院機構東京都立多摩南部地域病院	多摩市中沢2-1-2	同日
日本医科大学多摩永山病院	多摩市永山1-7-1	同日
稲城市立病院	稲城市大丸1171	同日
医療法人社団時正会佐々総合病院	西東京市田無町4-24-15	同日
医療法人財団緑秀会田無病院	西東京市緑町3-6-1	同日
医療法人社団東光会西東京中央総合病院	西東京市芝久保町2-4-19	同日

(2) 救急業務に関し協力する旨の申出を撤回した病院

名 称	所 在 地	撤 回 年 月 日
公益財団法人東京都保健医療公社大久保病院	新宿区歌舞伎町2-44-1	令和5年1月31日
東京都立駒込病院	文京区本駒込3-18-22	同日
東京都立墨東病院	墨田区江東橋4-23-15	同日
公益財団法人東京都保健医療公社荏原病院	大田区東雪谷4-5-10	同日
東京都立松沢病院	世田谷区上北沢2-1-1	同日
東京都立大塚病院	豊島区南大塚2-8-1	同日
医療法人社団卓秀会平塚胃腸病院	豊島区西池袋3-2-16	令和5年1月1日
公益財団法人東京都保健医療公社豊島病院	板橋区栄町33-1	令和5年1月31日
公益社団法人地域医療振興協会練馬光が丘病院	練馬区光が丘2-11-1	同日
公益財団法人東京都保健医療公社東部地域病院	葛飾区亀有5-14-1	同日
東京都立多摩総合医療センター	府中市武蔵台2-8-29	同日
東京都立小児総合医療センター	府中市武蔵台2-8-29	同日
公益財団法人東京都保健医療公社多摩北部医療センター	東村山市青葉町1-7-1	同日
公益財団法人東京都保健医療公社多摩南部地域病院	多摩市中沢2-1-2	同日

●東京都告示第七十七号

漁業法（昭和二十四年法律第二百六十七号）第十六条第五項の規定に基づき、くろまぐろ（小型魚）及びくろまぐろ（大型魚）に関する令和四管理年度（令和四年四月一日から令和五年三月三十一日までの期間をいう。）における知事管理漁獲可能量を次のように変更したので、同項において準用する同条第四項の規定により公表する。

令和五年一月三十一日

東京都知事 小 池 百合子  
特定水産資源  
知事管理区分  
知事管理漁獲可能量の名称

くろまぐろ 東京都くろまぐろ 一・九トン  
（小型魚） 漁船等漁業

同右 東京都くろまぐろ 〇・〇トン  
（小型魚） 定置漁業

くろまぐろ 東京都くろまぐろ 三八・五トン  
（大型魚） 漁船等漁業

同右 東京都くろまぐろ 〇・〇トン  
（大型魚） 定置漁業

●東京都告示第七十八号

漁船損害等補償法（昭和二十七年法律第二十八号）第一百三條の二第一項第一号の規定により、次の加入区における平成三十一年東京都告示第八十号による保険に付すべき義務は、令和五年一月三十日をもって消滅した。

令和五年一月三十一日

東京都知事 小 池 百合子

にいじま加入区

●東京都告示第七十九号

東京都立公園条例（昭和三十二年東京都条例第七号）第三条第三項の規定により、東京都立公園の位置、区域及び面積を次のとおり変更する。

令和五年一月三十一日

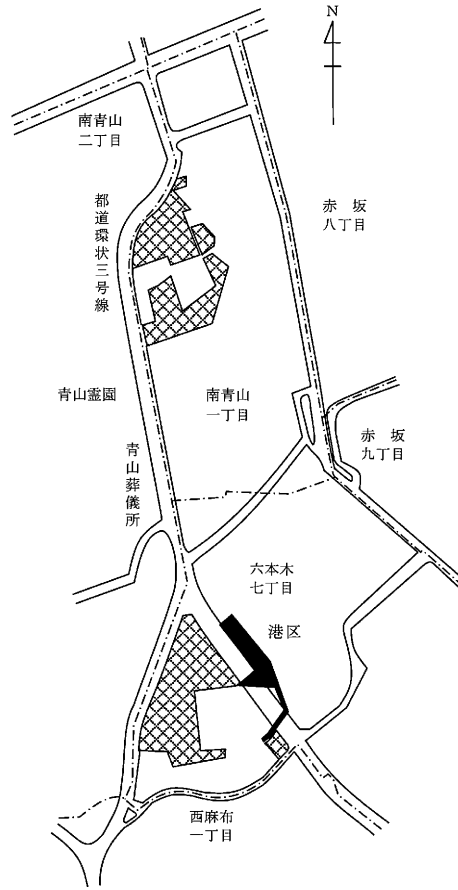
東京都知事 小 池 百合子  
公園名  
変更内容  
変更年月日

東京都立青山公園 別図(1)のとおり 令和五年二月一日  
東京都立野山北・六道 別図(2)のとおり 同日  
山公園

別図 (1)

東京都立青山公園 区域変更略図

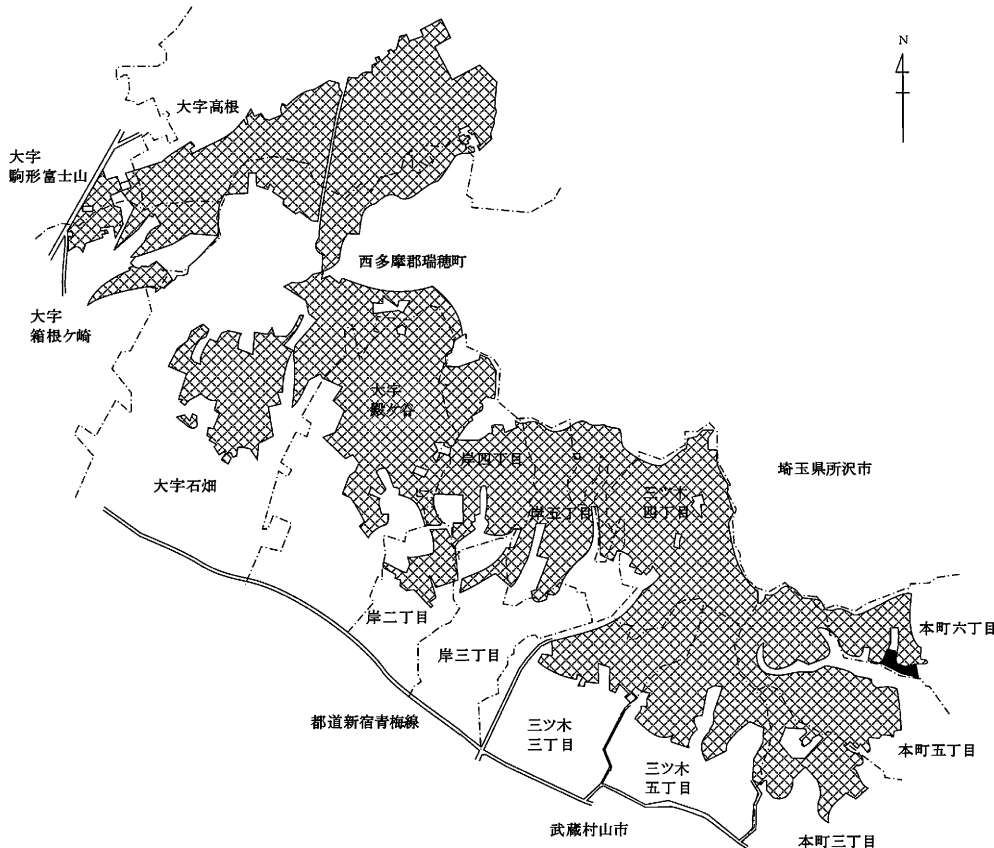
変更箇所 港区六本木七丁目  
 変更前の区域 面積 四〇、〇一八・二〇 平方メートル  
 追加区域 面積 四、七三二・二六 平方メートル  
 変更後の面積 四四、七五〇・四六 平方メートル



別図 (2)

東京都立野山北・六道山公園 区域変更略図

変更箇所 武蔵村山市本町六丁目  
 変更前の区域 面積 二、〇四〇、二八七・四六 平方メートル  
 追加区域 面積 四、六〇三・三八 平方メートル  
 変更後の面積 二、〇四四、八九〇・八四 平方メートル



規程(交)

●交通局規程第一号

東京都交通局企業職員の退職手当に関する規程の一部を改正する規程を次のように定める。

令和五年一月三十一日

東京都交通局長 武市 玲子

東京都交通局企業職員の退職手当に関する規程の一部を改正する規程

東京都交通局企業職員の退職手当に関する規程(昭和三十一年交通局規程第二十七号)の一部を次のように改正する。

第十二条第一項中「で退職した職員」の下に「(第五項の規定に該当する者を除く。)」を加え、同条第三項中「職員」の下に「(第六項の規定に該当する者を除く。)」を加え、同条第十一項を同条第十四項とし、同条第十項中「第五項及び第六項」を「及び第五項から第八項まで」に改め、同項を同条第十三項とし、同条第九項中「第六項第四号」を「第八項第四号」に、「又は第六項」を「又は第八項」に改め、同項を同条第十一項とし、同項の次に次の一項を加える。

12 第八項の規定は、第五項又は第六項の規定による退職手当の支給を受けることができる者(第五項又は第六項の規定により退職手当の支給を受けた者であつて、当該退職手当の支給に係る退職の日の翌日から起算して一年を経過していないものを含む。)について準用する。この場合において、第八項中「次の各号」とあるのは「第一号から第六号まで」と、「技能習得手当、寄宿手当、

傷病手当、就業促進手当」とあるのは「就業促進手当」と読み替えるものとする。

第十二条第八項中「第六項第三号」を「第八項第三号」に、「又は第六項」を「又は第八項」に改め、同項を同条第十項とし、同条第七項を同条第九項とし、同条第六項中「前項」を「第五項から前項まで」に改め、同項を同条第八項とし、同条第五項を同条第七項とし、同条第四項の次に次の二項を加える。

5 勤続期間六月以上で退職した職員であつて、その者を雇用保険法第四条第一項に規定する被保険者とみなしたならば同法第三十七条の二第一項に規定する高年齢被保険者に該当するものうち、第一号に掲げる額が第二号に掲げる額に満たないものが退職の日後失業している場合には、一般の退職手当等のほか、同号に掲げる額から第一号に掲げる額を減じた額に相当する金額を、退職手当として、同法の規定による高年齢求職者給付金の支給の条件に従い支給する。

一 その者が既に支給を受けた当該退職に係る一般の退職手当等の額  
二 その者を雇用保険法第三十七条の三第二項に規定する高年齢受給資格者と、その者の基準勤続期間(第二項に規定する基準勤続期間をいう。以下この号において同じ。)を同法第十七条第一項に規定する被保険者期間と、当該退職の日を同法第二十条第一項第一号に規定する離職の日と、その者の基準勤続期間の年月数を同法第三十七条の四第三項の規定による期間の年月数とみなして同法の規定を適用した場合に、その者が支給を受けることができる高年齢求職者給付金の額に

相当する額

6 勤続期間六月以上で退職した職員であつて、その者を雇用保険法第四条第一項に規定する被保険者とみなしたならば同法第三十七条の二第一項に規定する高年齢被保険者に該当するものが退職の日後失業している場合において、退職した者が一般の退職手当等の支給を受けないときは、前項第二号の規定の例によりその者につき同法の規定を適用した場合にその者が支給を受けることができる高年齢求職者給付金の額に相当する金額を、退職手当として、同法の規定による高年齢求職者給付金の支給の条件に従い支給する。

第十二条の七の見出し中「第十二条第五項第二号」を「第十二条第七項第二号」に改め、同条第一項中「第十二条第五項第二号イ」を「第十二条第七項第二号イ」に改め、同条第二項中「第十二条第五項第二号ロ」を「第十二条第七項第二号ロ」に改める。  
第十三条中「特定退職者」の下に「、第十二条第五項又は第六項の規定に該当する者」を加える。  
第十五条第二項第一号中「基本手当」の下に「、高年齢求職者給付金」を加え、同項に次の一号を加える。  
三 第十二条第五項又は第六項の規定による退職手当(以下「高年齢求職者給付金に相当する退職手当」という。)  
第十六条第一項中「第十二条第五項各号」を「第十二条第七項各号」に改める。  
第十八条中「第十二条第六項各号」を「第十二条第八項各号」に改める。  
第十九条の次に次の三条を加える。

(高年齢受給資格証の交付)

第十九条の二 局長は、高年齢求職者給付金に相当する退職手当の支給を受ける資格を有する者(以下「高年齢受給資格者」という。)が管轄公共職業安定所に求職の申込みをしたことの証明書を呈示した場合には、失業者退職手当高年齢受給資格証(以下「高年齢受給資格証」という。)を交付しなければならない。

(準用)

第十九条の三 第十四条第三項及び第四項、第十五条第二項、第十五条の三第一項及び第十九条の規定は、高年齢求職者給付金に相当する退職手当の支給について準用する。この場合において、これらの規定中「受給資格者」とあるのは「高年齢受給資格者」と、「基本手当」とあるのは「高年齢求職者給付金」と、「第十二条第一項又は第三項」とあるのは「第十二条第五項又は第六項」と、「失業認定申告書」とあるのは「高年齢受給資格者失業認定申告書」と、「受給資格証」とあるのは「高年齢受給資格証」と読み替えるものとする。

2 第十八条の規定は、高年齢受給資格者について準用する。この場合において、同条中「受給資格者」とあるのは「高年齢受給資格者」と、「第十二条第八項各号(公共職業訓練等に関する給付を除く。)」とあるのは「第十二条第八項第四号から第六号まで」と、「受給資格証」とあるのは「高年齢受給資格証」と読み替えるものとする。

(高年齢求職者給付金に相当する退職手当の支給手続等)  
第十九条の四 高年齢求職者給付金に相当する退職手当で第十二条第五項の規定によるものは、当該高年齢受給資

格者が第十九条の二の規定による求職の申込みをした日から起算して、雇用保険法第三十三条に規定する期間及び待期日数に等しい失業の日数を経過した後に支給する。

2 高年齢受給資格者が高年齢求職者給付金に相当する退職手当の支給を受けようとするときは、第十二条第五項の規定による退職手当に係る場合にあつては前条において準用する第十五条の三第一項の規定による失業の認定を受けた後に、第十二条第六項の規定による退職手当に係る場合にあつては第十九条の二の規定による求職の申込みをした後に管轄公共職業安定所に出頭して職業の紹介を求め、高年齢受給者失業認定申告書に失業の認定を受け、局長が高年齢受給資格証を添えて提出しなければならない。

3 雇用保険法の規定による基本手当の支給を受ける資格を有する者が同法第二十条第一項又は第二項に規定する期間内に高年齢受給資格者となつた場合においては、当該基本手当の支給を受けることができる日数(第十二条第五項の規定による退職手当に係る高年齢受給資格者にあつては、その日数に待期日数を加えた日数)に等しい失業の日数が経過した後に高年齢求職者給付金に相当する退職手当を支給する。

第二十八条第一項中「第三項」の下に「又は第六項」を加え、同条第二項中「第一項」の下に「又は第五項」を加える。

付則第二十一条中「第十二条第五項」を「第十二条第七項」に改める。  
附則  
この規程は、公布の日から施行する。

### 規程(下水)

#### ●東京都下水道局管理規程第一号

東京都下水道局企業職員の退職手当に関する規程の一部を改正する規程を次のように定める。

令和五年一月三十一日

東京都下水道局長 奥山 宏 二

東京都下水道局企業職員の退職手当に関する

規程の一部を改正する規程

東京都下水道局企業職員の退職手当に関する規程(昭和三十七年東京都下水道局管理規程第十六号)の一部を次のように改正する。

第十一条第一項中「で退職した職員」の下に「(第五項の規定に該当する者を除く。)」を加え、同条第三項中「職員」の下に「(第六項の規定に該当する者を除く。)」を加え、同条第十一項を同条第十四項とし、同条第十項中「、第五項及び第六項」を「及び第五項から第八項まで」に改め、同項を同条第十三項とし、同条第九項中「第六項第四号」を「第八項第四号」に、「又は第六項」を「又は第八項」に改め、同項を同条第十一項とし、同項の次に次の一項を加える。

12 第八項の規定は、第五項又は第六項の規定による退職手当の支給を受けることができる者(第五項又は第六項の規定により退職手当の支給を受けた者であつて、当該退職手当の支給に係る退職の日の翌日から起算して一年を経過していないものを含む。)について準用する。この場合において、第八項中「次の各号」とあるのは「第四号から第六号まで」と、「技能習得手当、寄宿手当、



傷病手当、就業促進手当」とあるのは「就業促進手当」と読み替えるものとする。

第十一条第八項中「第六項第三号」を「第八項第三号」に、「又は第六項」を「又は第八項」に改め、同項を同条第十項とし、同条第七項を同条第九項とし、同条第六項中「前項」を「第五項から前項まで」に改め、同項を同条第八項とし、同条第五項を同条第七項とし、同条第四項の次に次の二項を加える。

5 勤続期間六月以上で退職した職員であつて、その者を雇用保険法第四条第一項に規定する被保険者とみなしたならば同法第三十七条の二第一項に規定する高年齢被保険者に該当するものうち、第一号に掲げる額が第二号に掲げる額に満たないものが退職の日後失業している場合には、一般の退職手当等のほか、同号に掲げる額から第一号に掲げる額を減じた額に相当する金額を、退職手当として、同法の規定による高年齢求職者給付金の支給の条件に従い支給する。

一 その者が既に支給を受けた当該退職に係る一般の退職手当等の額

二 その者を雇用保険法第三十七条の三第二項に規定する高年齢受給資格者と、その者の基準勤続期間（第二項に規定する基準勤続期間をいう。以下この号において同じ。）を同法第十七条第一項に規定する被保険者期間と、当該退職の日を同法第二十条第一項第一号に規定する離職の日と、その者の基準勤続期間の年月数を同法第三十七条の四第三項の規定による期間の年月数とみなして同法の規定を適用した場合に、その者が支給を受けることができる高年齢求職者給付金の額に

相当する額

6 勤続期間六月以上で退職した職員であつて、その者を雇用保険法第四条第一項に規定する被保険者とみなしたならば同法第三十七条の二第一項に規定する高年齢被保険者に該当するものが退職の日後失業している場合において、退職した者が一般の退職手当等の支給を受けないときは、前項第二号の規定の例によりその者につき同法の規定を適用した場合にその者が支給を受けることができる高年齢求職者給付金の額に相当する金額を、退職手当として、同法の規定による高年齢求職者給付金の支給の条件に従い支給する。

第十三条中「特定退職者」の下に、「第十一条第五項又は第六項の規定に該当する者」を加える。

第十四条第一項第一号中「第十一条第六項第三号」を「第十一条第八項第三号」に改める。

第十四条の五の見出し中「第十一条第五項第二号」を「第十一条第七項第二号」に改め、同条第一項中「第十一条第五項第二号イ」を「第十一条第七項第二号イ」に改め、同条第二項中「第十一条第五項第二号ロ」を「第十一条第七項第二号ロ」に改める。

第十五条第二項第一号中「基本手当」の下に、「高年齢求職者給付金」を加え、同項に次の一号を加える。

三 第十一条第五項又は第六項の規定による退職手当（以下「高年齢求職者給付金に相当する退職手当」という。）

第十六条中「第十一条第五項各号」を「第十一条第七項各号」に改める。

第十八条中「第十一条第六項各号」を「第十一条第八項各号」に改める。

各号」に改める。

第十八条の二の次に次の三条を加える。  
(高年齢受給資格証の交付)

第十八条の三 局長は、高年齢求職者給付金に相当する退職手当の支給を受ける資格を有する者（以下「高年齢受給資格者」という。）が管轄公共職業安定所に求職の申込みをしたことの証明書を呈示した場合には、失業者退職手当高年齢受給資格証（以下「高年齢受給資格証」という。）を交付しなければならない。  
(準用)

第十八条の四 第十三条の二第三項及び第四項、第十五条

第二項、第十五条の三第一項及び第十八条の二の規定は、高年齢求職者給付金に相当する退職手当の支給について準用する。この場合において、これらの規定中「受給資格者」とあるのは「高年齢受給資格者」と、「基本手当」とあるのは「高年齢求職者給付金」と、「第十一条第一項又は第三項」とあるのは「第十一条第五項又は第六項」と、「失業認定申告書」とあるのは「高年齢受給資格者失業認定申告書」と、「受給資格証」とあるのは「高年齢受給資格証」と読み替えるものとする。

2 第十八条の規定は、高年齢受給資格者について準用する。この場合において、同条中「受給資格者」とあるのは「高年齢受給資格者」と、「第十一条第八項各号（公共職業訓練等に関する給付を除く。）」とあるのは「第十一条第八項第四号から第六号まで」と、「同項各号」とあるのは「同項第四号から第六号まで」と、「受給資格証」とあるのは「高年齢受給資格証」と読み替えるものとする。

(高年齢求職者給付金に相当する退職手当の支給手続等)

第十八条の五 高年齢求職者給付金に相当する退職手当で

第十一条第五項の規定によるものは、当該高年齢求職者

資格者が第十八条の三の規定による求職の申込みをした日

から起算して、雇用保険法第三十三条に規定する期間及

び待期日数に等しい失業の日数を経過した後に支給する。

2 高年齢求職者給付金に相当する退職手当の支給を受けようとするときは、第十一条第五項

の規定による退職手当に係る場合にあつては前条におい

て準用する第十五条の三第一項の規定による失業の認定

を受けた後に、第十一条第六項の規定による退職手当に

係る場合にあつては第十八条の三の規定による求職の申

込みをした後に管轄公共職業安定所に出頭して職業の紹

介を求め、高年齢求職者失業認定申告書に失業の認定を

受け、局長に高年齢求職者給付資格証を添えて提出しなければ

ならない。

3 雇用保険法の規定による基本手当の支給を受ける資格

を有する者が同法第二十条第一項又は第二項に規定する

期間内に高年齢求職者となつた場合においては、当

該基本手当の支給を受けることができる日数(第十一条

第五項の規定による退職手当に係る高年齢求職者資格に

あつては、その日数に待期日数を加えた日数)に等しい

失業の日数が経過した後に高年齢求職者給付金に相当す

る退職手当を支給する。

第二十五条第一項中「第三項」の下に「又は第六項」を

加え、同条第二項中「第一項」の下に「又は第五項」を加

える。

付則第十九条中「第十一条第五項」を「第十一条第七

項」に改める。

附則

この規程は、公布の日から施行する。

●東京都下水道局管理規程第二号

東京都下水道局固定資産事務規程の一部を改正する規程

を次のように定める。

令和五年一月三十一日

東京都下水道局長 奥山 宏 二

正する規程

東京都下水道局固定資産事務規程(昭和四十一年東京都

下水道局管理規程第三十一号)の一部を次のように改正す

る。

第二条第一項に次の二号を加える。

十 共同研究 局と局以外の者が共同で行う下水道技術

に関する研究、調査、開発及び試験をいう。

十一 共同研究者 局以外の者で、局と共同研究を行う

ものをいう。

第二十六条の二第四号中「もつぱら」を「専ら」に改め、

同条第五号及び第十一号中「請負人等」を「受注者等」に、

「倉庫、材料置場等」を「作業員施設、倉庫、駐車場、材

料置場その他の工事等の施行に関し必要と認められるも

の」に改め、同条第十二号を同条第十三号とし、同条第十

一号の次に次の一号を加える。

十二 共同研究者が共同研究を行うため使用するとき。

第三十三条後段中「額と」を「額とし、閏年じゅんねんの日を含

む期間についても、同様と」に改める。

第三十五条第一項第五号中「管渠用地」を「局が所有す

る土地」に改める。

第三十九条に次のただし書を加える。

ただし、本部に係る普通財産の貸付けの事務は、本部

管理部長が処理する。

第四十一条第二項中「及び第六号」を「、第六号及び第

七号」に改め、同条第四項中「前項」を「第三項」に改め、

同項を同条第五項とし、同条第三項の次に次の一項を加え

る。

4 第二項の規定により第一項第七号に規定する期間を超

えて建物を貸し付ける場合の貸付期間は、更新すること

ができる。この場合において、更新後の貸付期間は、第

二項により貸し付けた期間を超えることができない。

附則

この規程は、令和五年四月一日から施行する。

公 告

東京都指定給水装置工事業業者の指定について

水道法(昭和三十三年法律第七十七号)第十六条の二

第一項の規定に基づき、東京都指定給水装置工事業業者を

次のとおり指定した。

令和五年一月三十一日

東京都水道局長 古谷 ひろみ

指定番号 商号 代表者 住所 指定年

一〇五一 関原工業 関原 康弘 足立区西新 令和四年

九 所 井四丁目二 十二月二

十六番三十 十五日

七号

一〇五二	合同会社 オフィス ララ	藤沼 由佳	千葉県袖ヶ 浦市蔵波二 千九百六十 番地百二十 三	同日
一〇五二	アイゼン 工業	石澤 愛知	台東区寿三 丁目一番七 一七〇一 ベルザ浅草 寿	同日
一〇五二	株式会社 エネ・グ リーン	谷川 嘉孝	広島県広島 市南区稲荷 町四番一 橋一丁目十 六番十号	同日
一〇五二	有限会社 越中設備 工業	島田 稔	板橋区上板 橋一丁目十 六番十号	同日
一〇五二	幸光設備 株式会社	枇杷 良樹	板橋区成増 五丁目十九 番十二一 〇一	同日
一〇五二	矢田風呂 商会	谷田 浩二	大田区千鳥 一丁目二十 番十号	同日
一〇五二	O・c株 式会社	伊東 久史	千葉県松戸 市金ヶ作二 百六十七番 一号	同日
一〇五二	すずのき 設備工業 株式会社	鈴木 茂樹	日野市南平 二丁目四十 五番地の八	同日
一〇五二	岡部設備 株式会社	岡部 峰子	埼玉県ふじ み野市富士 見台七番十 二号	同日
一〇五二	隆弥工務 店	塚元 隆夫	清瀬市下宿 二丁目五百	同日

一〇五三	株式会社 オールク イック	林 勲	大阪府大阪 市平野区長 吉出戸六丁 目十五番十 七号	同日
一〇五三	株式会社 アイホー ム	市村 良幸	台東区浅草 五丁目四十 九番九号	同日

東京都指定給水装置工事事業者の事業廃止に  
ついて

水道法（昭和三十二年法律第七十七号）第二十五条の  
七の規定に基づき、東京都指定給水装置工事事業者から次  
のとおり事業の廃止の届出があった。

令和五年一月三十一日

七八三二	青木設備 設計	青木 立子	神奈川県川 崎市宮前区 宮崎一丁目 十三番地七 宮崎台グリ ンハイツ 四〇八	令和三年 九月十日
三〇八〇	関原工業 所	関原ハツエ	足立区西新 井四丁目二 十六番三十 七号	令和四年 八月二十 二日
六二〇	株式会社 三友工業	長谷川博史	豊島区巢鴨 五丁目十四 番十三号	同年十一 月三十日

二四四八	有限会社 信和住宅 設備	遠藤 明英	狛江市岩戸 南四丁目十 二番五号	同日
八〇五三	株式会社 フソ一	山田 政宗	板橋区中丸 町八番九号	同日
七七四七	有限会社 大橋技研	大橋 博司	足立区西伊 興四丁目七 番九号	同年十二 月五日
三三四五	藤田設備 工業	藤田 昌幸	渋谷区元代 々木町九番 四号	同日
八四四七	株式会社 旭クリエ イト	白石 謹章	埼玉県久喜 市鷺宮中央 二丁目二番 三十二号	同日
七九五四	株式会社 立早	鮫島 章	練馬区西大 泉五丁目一 番二十七号	同日二十 八日
七八一一	株式会社 創秀	寺本 秀樹	東大和市立 野四丁目五 百三番地の 四ラング・ マンション 玉川上水七 〇三	同日三十 日
二八六一	山口設備	山口 正	練馬区貫井 二丁目十四 番二十三号	同日三十 一日
三一二六	明和設備 株式会社	白井 康友	足立区千住 河原町二十 六番十二号	同日
三八八七	有限会社 矢田風呂 商会	谷田 浩二	大田区千鳥 一丁目二十 番十号	同日

東京都指定給水装置工事事業者の事業休止に  
ついで  
水道法（昭和三十二年法律第七十七号）第二十五条の  
七の規定に基づき、東京都指定給水装置工事事業者から次  
のとおり事業の休止の届出があった。

令和五年一月三十一日

東京都水道局長 古 谷 ひろみ

指定番号 商号 代表者 住所 休止年  
月日

八二七三 有限会社 鎌山 俊夫 足立区西保 令和四年  
鎌山設備 木更二丁目 十二月二  
四番十二号 十五日

令和5年度危険物取扱者保安講習及び消防設  
備士講習の実施について

消防法（昭和23年法律第186号）第13条の23に規定する  
危険物取扱者保安講習及び同法第17条の10に規定する消防  
設備士講習をそれぞれ次のとおり行う。

令和5年1月31日

東京都知事 小 池 百合子

1 危険物取扱者保安講習の実施場所、区分及び実施日  
東京消防庁消防技術試験講習場  
千代田区外神田四丁目14番4号

区分	実施日
令和5年6月	2日
同年 7月	8日
同年 9月	15日
同年 10月	19日

区分	実施日
同年 11月	2日
令和6年1月	31日
同年 3月	4日
令和5年5月	15日
同年 6月	15日
同年 8月	3日
同年 9月	21日
同年 10月	8日
同年 11月	9日
令和6年2月	11日
同年 3月	9日

2 消防設備士講習の実施場所、区分及び実施日

東京消防庁消防技術試験講習場  
千代田区外神田四丁目14番4号

区分	実施日		
特殊消防 設備等	甲種特類	令和5年7月	6日
		同年 10月	2日
		令和6年2月	19日
		令和5年5月	8日
		同年 6月	19日
		同年 7月	18日
		同年 8月	7日
		同年 9月	4日
		同年 10月	5日
		同年 11月	6日
		同年 12月	9日

3 受講申請の受付場所、受付時間及び受付期間

(1) 受付場所  
都内（稲城市及び島しょ地域を除く。）の各消防署、

警報設備	甲種第4類 乙種第4類 乙種第7類	令和6年1月	18日
		同年 2月	8日
		同年 3月	21日
		令和5年5月	11日
		同年 6月	8日
		同年 7月	12日
		同年 8月	10日
		同年 9月	7日
		同年 10月	12日
		同年 11月	13日
		同年 12月	12日
		令和6年1月	15日
		同年 2月	5日
		同年 3月	14日
		令和5年5月	18日
		同年 6月	5日
		同年 7月	21日
		同年 8月	14日
		同年 9月	11日
		同年 10月	23日
		同年 12月	18日
		令和6年1月	9日
		同年 2月	1日
		同年 3月	7日

消防分署及び消防出張所

- (2) 受付時間  
午前8時30分から午後4時30分まで
- (3) 受付期間  
令和5年2月1日(水曜日)から各講習日の7日前まで(東京都の休日に関する条例(平成元年東京都条例第10号)に定める休日(以下「休日」という。)を除く。各講習日の受付期間の最終日が休日の場合は、直後の休日以外の日まで)

なお、各講習の受講申請者が定員に達した場合は、締め切るものとする。

4 問合せ先

- (1) 都内(稲城市及び葛飾区を除外。)の各消防署、消防分署及び消防出張所
- (2) 東京消防庁予防部防火管理課試験講習係(電話03-3255-2945)
- 5 その他  
受講申請用の書類は、受付場所以て配布する。

令和5年度防火管理講習及び防災管理講習の実施について

消防法施行令(昭和36年政令第37号)第3条第1項第1号イに規定する甲種防火管理講習及び同項第2号イに規定する乙種防火管理講習並びに同令第47条第1項第1号に規定する防災管理講習を次のとおり行う。

令和5年1月31日

東京消防庁

消防総監 清水洋文

1 講習の区分

甲種防火管理新規講習及び防災管理新規講習を併せて実施する講習(以下「防火・防災管理新規講習」という。)、防災管理新規講習、乙種防火管理講習、甲種防火管理再講習及び防災管理再講習を併せて実施する講習(以下「防火・防災管理再講習」という。)並びに甲種防火管理再講習

2 各講習の実施場所及び実施日

- (1) 東京消防庁消防技術試験講習場  
千代田区外神田四丁目14番4号
- ア 防火・防災管理新規講習

講習の区分	講習の実施日						
	4日	5日	6日	7日	8日	9日	10日
令和5年4月	4日	5日	6日	7日	8日	9日	10日
	5日	6日	7日	8日	9日	10日	11日
令和5年5月	13日	14日	15日	16日	17日	18日	19日
	20日	21日	22日	23日	24日	25日	26日
同年	27日	28日	29日	30日			
	1日	2日	3日	4日	5日	6日	7日

同年 6月

10日	11日	12日	13日	14日
19日	20日	21日	22日	24日
26日	27日	28日	29日	30日
27日	28日	29日	30日	7月1日
3日	4日	5日	6日	8日
4日	5日	6日	7日	9日
10日	11日	12日	13日	18日
11日	12日	13日	14日	19日
19日	20日	21日	24日	25日
20日	21日	22日	25日	26日
26日	27日	28日	29日	30日
27日	28日	29日	30日	8月1日

同年 7月

1日	2日	3日	5日	8日
2日	3日	4日	6日	9日
9日	10日	15日	16日	17日
10日	11日	16日	17日	18日
19日	20日	24日	27日	29日
20日	21日	25日	28日	30日
30日	31日			
31日				
5日	6日	7日	9日	11日
6日	7日	8日	10日	12日
12日	13日	14日	15日	19日
13日	14日	15日	16日	20日
25日	26日	27日	28日	30日
26日	27日	28日	29日	30日
27日	28日	29日	30日	10月1日
2日	3日	4日	10日	11日
3日	4日	5日	11日	12日
16日	17日	18日	18日	23日
17日	18日	19日	19日	24日

同年 8月

1日	2日	3日	5日	8日
2日	3日	4日	6日	9日
9日	10日	15日	16日	17日
10日	11日	16日	17日	18日
19日	20日	24日	27日	29日
20日	21日	25日	28日	30日
30日	31日			
31日				
5日	6日	7日	9日	11日
6日	7日	8日	10日	12日
12日	13日	14日	15日	19日
13日	14日	15日	16日	20日
25日	26日	27日	28日	30日
26日	27日	28日	29日	30日
27日	28日	29日	30日	10月1日
2日	3日	4日	10日	11日
3日	4日	5日	11日	12日
16日	17日	18日	18日	23日
17日	18日	19日	19日	24日

同年 9月

10日	11日	12日	13日	14日
19日	20日	21日	22日	24日
26日	27日	28日	29日	30日
27日	28日	29日	30日	7月1日
3日	4日	5日	6日	8日
4日	5日	6日	7日	9日
10日	11日	12日	13日	18日
11日	12日	13日	14日	19日
19日	20日	21日	24日	25日
20日	21日	22日	25日	26日
26日	27日	28日	29日	30日
27日	28日	29日	30日	8月1日
27日	28日	29日	30日	9月1日
2日	3日	4日	10日	11日
3日	4日	5日	11日	12日
16日	17日	18日	18日	23日
17日	18日	19日	19日	24日

同年	10月	24日	25日	26日	28日
		25日	26日	27日	29日
同年	11月	30日			
		31日			
		1日	6日	7日	8日
		2日	7日	8日	9日
		11日	13日	14日	15日
		12日	14日	15日	16日
同年	12月	20日	21日	24日	27日
		21日	22日	25日	28日
		28日			
		29日			
		4日	6日	9日	11日
		5日	7日	10日	12日
同年	令和6年1月	13日	16日	17日	23日
		14日	17日	18日	24日
		25日	26日		
		26日	27日		
		5日	6日	9日	10日
		6日	7日	10日	11日
同年	2月	15日	16日	17日	22日
		16日	17日	18日	23日
		23日	25日	26日	27日
		24日	26日	27日	28日
		29日			
		30日			
同年	2月	1日	5日	7日	10日
		2日	6日	8日	11日
		13日	14日	17日	24日
		14日	15日	18日	25日
		26日	27日	28日	
		27日	28日	29日	

同年	3月	1日	4日	5日	6日
		2日	5日	6日	7日
		11日	12日	13日	16日
同年	3月	12日	13日	14日	17日
		18日	25日	26日	27日
		19日	26日	27日	28日

なお、上記講習は、それぞれ2日間にわたって行う。

イ 乙種防火管理講習

講習の実施日	
令和5年5月	19日
同年 8月	18日
同年 11月	30日
令和6年2月	10日

ウ 防火・防災管理再講習

講習の実施日	
令和5年4月	20日
同年 5月	19日
同年 6月	14日
同年 7月	3日
同年 8月	25日
同年 9月	21日
同年 10月	16日
同年 11月	16日
同年 12月	7日
令和6年1月	11日
同年 2月	19日

同年	3月	16日	21日
----	----	-----	-----

エ 甲種防火管理再講習

講習の実施日	
令和5年5月	25日
同年 7月	9日
同年 9月	19日
同年 10月	10日
同年 11月	22日
同年 12月	11日
令和6年1月	31日
同年 3月	9日

(2) 東京消防庁立川都民防災教育センター

立川市泉町1156番地の1

ア 防火・防災管理新規講習

講習の実施日			
令和5年4月	7日	10日	17日
	8日	11日	18日
	24日		
同年 5月	25日		
	8日	13日	22日
	9日	14日	23日
同年 5月	29日		
	30日		
	5日	10日	19日
同年 6月	6日	11日	20日
	26日		
	27日		

同年 7月	4日	8日	10日	18日
	5日	9日	11日	19日
同年 8月	24日			
	25日			
同年 8月	1日	7日	14日	21日
	2日	8日	15日	22日
同年 9月	28日			
	29日			
同年 9月	4日	6日	13日	20日
	5日	7日	14日	21日
同年 10月	27日			
	28日			
同年 10月	4日	11日	17日	25日
	5日	12日	18日	26日
同年 11月	1日	8日	15日	20日
	2日	9日	16日	21日
同年 11月	29日			
	30日			
同年 12月	6日	13日	18日	27日
	7日	14日	19日	28日
令和6年1月	10日	17日	24日	29日
	11日	18日	25日	30日
令和6年1月	31日			
	2月1日			
同年 2月	7日	13日	21日	28日
	8日	14日	22日	29日
同年 3月	6日	13日	18日	27日
	7日	14日	19日	28日

なお、上記講習は、それぞれ2日間にわたって行う。

イ 防災管理新規講習

講習の実施日	
令和5年5月	31日
同年 8月	30日
同年 11月	17日
令和6年1月	19日

ウ 乙種防火管理講習

講習の実施日	実施日
令和5年4月	5日
同年 5月	12日
同年 6月	7日
同年 7月	14日
同年 8月	4日
同年 9月	25日
令和6年1月	9日

エ 防火・防災管理再講習

講習の実施日	
令和5年5月	10日
同年 10月	6日
同年 11月	10日
同年 12月	1日
令和6年1月	26日
同年 2月	5日
同年 3月	1日

(3) 東京消防庁本所都民防災教育センター

墨田区横川四丁目6番6号

ア 防火・防災管理新規講習

講習の実施日			
令和5年4月	27日	28日	
同年 5月	11日	12日	
同年 6月	8日	9日	
同年 7月	6日	7日	31日
同年 8月	7日	8日	8月11日
	8日	12日	13日
同年 9月	14日	15日	21日
	22日		
同年 10月	28日	29日	
	29日		
同年 11月	4日	5日	11日
	5日	12日	14日
同年 12月	15日	25日	26日
	26日		
同年 12月	5日	6日	
	6日		
同年 11月	6日	7日	
	7日		
同年 12月	7日	8日	10日
	8日	11日	

なお、上記講習は、それぞれ2日間にわたって行う。

イ 防災管理新規講習

講習の実施日	
令和5年4月	18日
同年 6月	30日
同年 7月	27日
同年 8月	25日

同年	9月	7日
同年	10月	16日
同年	11月	28日
同年	12月	12日
令和6年3月		25日

## ウ 乙種防火管理講習

講習の実施日			
令和5年4月	7日		
同年	5月	30日	
同年	6月	29日	
同年	7月	21日	28日
同年	8月	24日	31日
同年	9月	19日	29日
同年	10月	10日	
同年	11月	14日	
同年	12月	5日	14日
令和6年3月	7日		19日

## エ 防火・防災管理再講習

講習の実施日		
令和5年10月	1日	
同年	11月	2日
同年	12月	15日
令和6年3月		18日

## オ 甲種防火管理再講習

講習の実施日	
令和5年6月	16日

同年	9月	28日
同年	11月	24日
令和6年3月		11日

## 3 受講申請の受付場所、受付時間及び受付期間

## (1) 受付場所

都内（稲城市及び島しょ地域を除く。）の各消防署、消防分署及び消防出張所

## (2) 受付時間

午前8時30分から午後4時30分まで

## (3) 受付期間

令和5年2月1日（水曜日）から各講習開始日の前日午後3時まで（東京都の休日に関する条例（平成元年東京都条例第10号）に定める休日（以下「休日」という。）を除く。各講習日の受付期間の最終日が休日の場合は、直前の休日以外の日の午後3時まで）

なお、各講習の受講申請者が定員に達した場合は、締め切るものとする。

## 4 問合せ先

(1) 都内（稲城市及び島しょ地域を除く。）の各消防署、消防分署及び消防出張所

(2) 東京消防庁予防部防火管理課試験講習係（電話03-3255-2945）

## 5 その他

受講申請用の書類は、受付場所にて配布する。

令和5年度自衛消防技術試験の実施について

火災予防条例（昭和37年東京都条例第65号）第62条の4

の規定により、自衛消防技術試験を次のとおり行う。

令和5年1月31日

東京消防庁

消防総監 清水 洋文

## 1 試験の実施場所及び実施日

## (1) 東京消防庁消防技術試験講習場

千代田区外神田四丁目14番4号

試験の実施日				
令和5年4月	13日	28日		
同年	5月	12日	26日	
同年	6月	9日	23日	
同年	7月	7日	28日	
同年	8月	4日	26日	
同年	9月	1日	8日	22日
同年	10月	7日	13日	20日
同年	12月	15日		
令和6年1月	12日	19日		
同年	2月	3日	9日	16日
同年	3月	8日	15日	22日

## (2) 東京消防庁立川都民防災教育センター

立川市泉町1156番地の1

試験の実施日		
令和5年4月	22日	
同年	5月	17日
同年	6月	14日
同年	7月	12日



同年	8月	9日	
同年	9月	16日	
同年	10月	24日	
同年	12月	20日	26日
令和6年	1月	23日	
同年	2月	20日	
同年	3月	26日	

2 受験申請の受付場所、受付時間及び受付期間

(1) 受付場所

都内（稲城市及び島しょ地域を除く。）の各消防署、消防分署及び消防出張所

(2) 受付時間

午前8時30分から午後4時30分まで

(3) 受付期間

令和5年2月1日（水曜日）から各試験日の5日前まで（東京都の休日に関する条例（平成元年東京都条例第10号）に定める休日（以下「休日」という。）を除く。各試験日の受付期間の最終日が休日の場合は、直後の休日以外の日まで）

なお、各試験の受験申請者が定員に達した場合は、締め切るものとする。

3 問合せ先

(1) 都内（稲城市及び島しょ地域を除く。）の各消防署、消防分署及び消防出張所

(2) 東京消防庁予防部防火管理課試験講習係（電話03-3255-2945）

4 その他

受験申請用の書類は、受付場所で配布する。

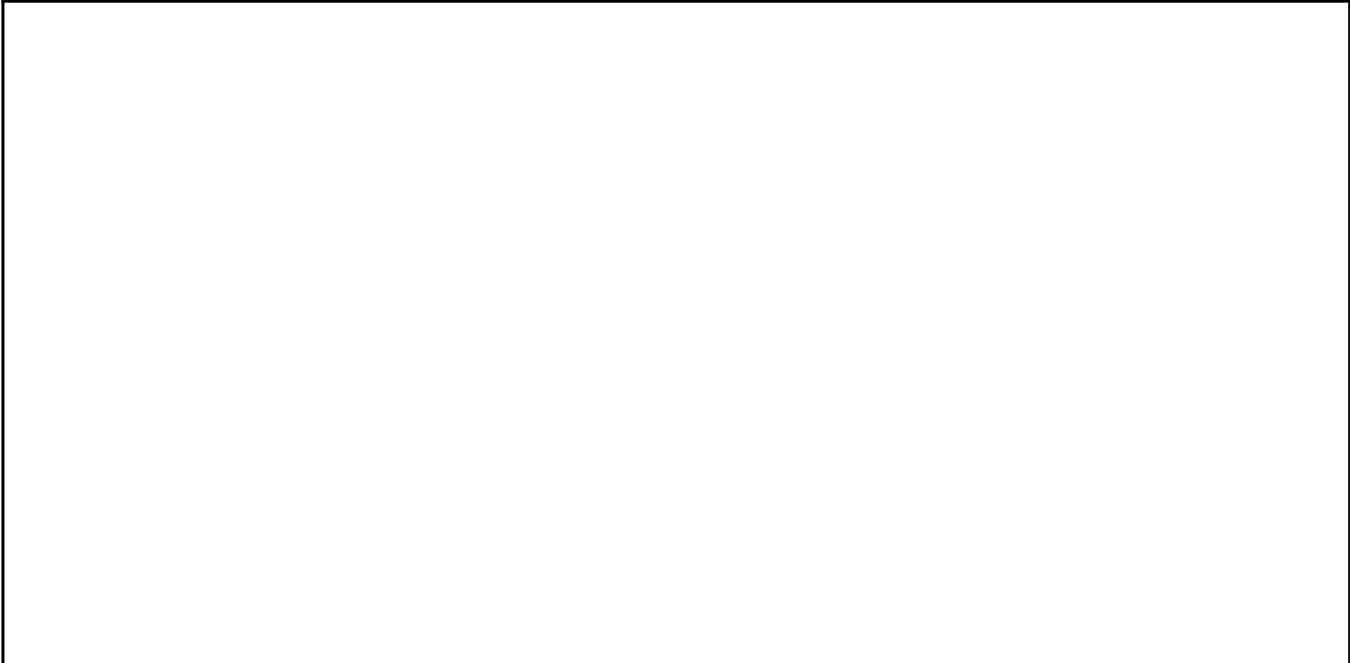
正 誤

○令和四年十二月二十二日付目次

ページ一段	行	誤	正
増刊一	102	後から	
上	一五	地球環境エネルギー部計画課	気候変動対策部計画課

○令和五年一月十二日付十二月分目録

ページ一段	行	誤	正
二	上	地球環境エネルギー部計画課	気候変動対策部計画課



発行

東京都  
東京都新宿区西新宿二丁目八番一  
号(代)

郵便番号  
163-8001

定価

本号  
一箇月  
六、六〇〇円  
(郵送料を含む)

印刷所

勝美印刷株式会社  
東京都文京区白山一丁目十三番七号  
電話 〇三(三八二二)五二〇一(代)

郵便番号  
113-0001



この用紙は、再生紙のうえに  
リサイクルされています。

